

交通安全

鳥取

令和2年度第1号

発行
(一財)鳥取県交通安全協会
鳥取地区協会
鳥取市千代水3丁目100
☎39-9090

交通安全活動フォトレポート

鳥取地区協会では、地域から交通事故をなくすための幅広い活動を行っております。
あなたの協力費で交通安全活動が展開されています。



交通安全運動開始式(春・夏・秋・年末)



交通安全パレード(春・夏・秋・年末)



入学おめでとう交通安全呼びかけ



自転車マナーアップ広報



新入生交通安全講話



交通安全街頭広報



交通死亡事故多発警報街頭広報



飲酒運転根絶広報



反射材着用広報



ストップマーク設置・看板点検



交通安全自転車大会



交通安全ポスター展

鳥取県交通安全年間スローガン
つくろうよ 事故無し 笑顔の鳥取県
令和2全国交通安全年間スローガン(内閣総理大臣賞最優秀作)
 ■運転者(同乗者を含む)へ呼びかけるもの
スマホより 横断歩道の 僕を見て
 ■歩行者・自転車利用者へ呼びかけるもの
夕暮れの 一番星は 反射材
 ■中学生以下(自分たち自身)へ交通安全を呼びかけるもの
しっかりと 止まってかくにん 横だん歩道



(一財)鳥取県交通安全協会 鳥取地区協会

交通安全功労者等表彰

(一財)鳥取県交通安全協会鳥取地区協会は、交通安全功労者等の表彰を行いました。

例年5月末から6月初旬に開催する定期委員会の前に表彰式を開催しておりますが、今年は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、表彰式は開催せず該当支部長から受賞者に伝達していただきました。

受賞者は、交通安全に顕著な功労のあった個人・団体や永年無事故・無違反で自動車を運転し、他の模範となっている優良運転者等です。交通安全功労者、交通安全優良団体、優良支部及び優良運転者には、鳥取警察署長・鳥取県交通安全協会鳥取地区協会長連名による表彰が、交通安全協力者には、鳥取県交通安全協会鳥取地区協会長からの感謝状が贈られました。



【鳥取警察署長・鳥取地区協会長連名表彰】

- 交通安全功労者 5名
- 交通安全優良団体 1団体(美保南区長OB会)
- 優良支部 3支部(米里支部、日進支部、倉田支部)
- 優良運転者 37名

【鳥取地区協会長感謝状】

- 交通安全協力者 2名

受賞者の皆様は、地域支部及び職域支部からご推薦いただいた方々です。

令和2年度事業計画概要

活動重点

- 高齢者、子ども及び障がい者の交通事故防止(特に、横断歩道における歩行者保護の徹底)
- 自転車の安全利用の推進
- 夕暮れ時と夜間の交通事故防止(特に、反射材用品の使用と前照灯の早期点灯)
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

主な事業

- 春・夏・秋・年末の交通安全運動
- 交通安全のための広報啓発活動
- 交通安全ポスター・作文募集、展示
- チャイルドシートの会員への無料貸し出し
- 飲酒運転四ない運動、ハンドルキーパー運動の推進
- 交通安全自転車大会の開催
- 高齢者宅を訪問して反射材貼付等の安全指導

※新型コロナウイルスの影響により変動することがあります。

交通安全ポスター・交通安全作文募集

子どもの交通安全意識の高揚を図ることを目的として、小学生・中学生を対象に交通安全ポスターと交通安全作文を募集しています。

☆ポスターの部(応募条件)

- 【内容】交通安全ポスターとして広報価値のあるもの、ポスターとして目立つような文字の色使いに配慮してください。
- 【用紙】画用紙4つ切りとし、裏面に学校名・学年・氏名を記入してください。

☆作文の部(応募条件)

- 【テーマ】私が普段行っている交通安全、大人にしてほしい交通安全、私が体験した交通安全など、交通安全を主題とする感想文、論文。
- 【用紙】400字詰め原稿用紙を使用。小学生2~3枚程度、中学生4~5枚程度。

優秀作品には賞状と図書カード(5,000円~2,500円相当)を、応募者全員に参加賞を贈呈

応募締切は、令和2年9月4日(金)

多数のご応募お待ちしております。

詳しくは、鳥取地区交通安全協会(Tel.0857-39-9090)にお問い合わせください。

暑い!ビール! でも飲酒運転は絶対にしない! させない!



このポスターはご存知ですよね。

自動車仲間や知人と飲食店などへ行って飲酒する場合、飲み仲間や飲食店の協力によって お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が自動車の運転をして仲間などを安全に自宅まで送り届けるというもので、「乗るなら飲むな、飲むなら乗るな」を実践する飲酒した人にハンドルを握らせないという運動です。

皆さんは実践されていますか。

飲酒運転は重大な交通事故を引き起こす悪質な犯罪です。その危険性、責任の重大性をもう一度再認識し、飲酒運転の根絶に向けてハンドルキーパー運動の実践をお願いします。

- 運転するなら 酒を飲まない
- 酒を飲んだら 運転しない
- 運転する人に 酒をすすめない
- 酒を飲んだ人に 運転させない

交通安全活動トピックス

○支部独自の広報紙による広報活動

支部では色々な方法で広報を実施していますが、支部独自の広報紙を作成し、支部内の各家庭に配布（回覧）して、交通安全運動や支部の交通安全活動等の広報を実施した支部もあります。（以下主な広報紙を紹介します）

稲葉山支部



岩倉支部



久松支部



城北支部



大正支部



○新型コロナウイルス感染防止に配慮した広報(美保南支部)

美保南支部では、毎期の交通安全運動期間中に「トスク吉成店」及び「マルイ宮長店」前において、交通安全チラシ等を来店客に配布して交通安全を呼びかけていますが、今年の春の交通安全運動では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、チラシ等入りの箱を当該店舗の買い物袋詰めする台に設置させてもらい、自由に取っていただく方式で広報を実施しました。



横断歩道は歩行者優先です！横断歩道のルールを守りましょう！

鳥取県では歩行者事故の約6割が道路横断中に発生しています。
運転者も歩行者も「横断歩道付近等における交通ルール」をしっかり守りましょう。

「横断歩道付近等における交通ルール」

<p>運転者のルール</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○横断歩道や自転車横断帯に近づいたときは、横断する人や自転車がいないことが明らかな場合のほかは、その手前で停止できるように速度を落として進まなければなりません。 また、歩行者や自転車が横断しているときや横断しようとしているときは、横断歩道や自転車横断帯の手前(停止線があるときは、その手前)で一時停止して歩行者や自転車に道を譲らなければなりません。 ○横断歩道や自転車横断帯やその手前で止まっている車があるときは、そのそばを通過して前方に出る前に一時停止しなければなりません。 ○横断歩道や自転車横断帯とその手前30メートル以内の場所では、ほかの車を追い越したり、追い抜いたりしてはいけません。 ○横断歩道のない交差点やその近くを歩行者が横断しているときは、その通行を妨げてはいけません。 ○横断歩道、自転車横断帯とその端から前後に5メートル以内の場所では、駐車も停車もしてはいけません。ただし、赤信号や危険防止のために一時停止する場合などは別です。 	
<p>歩行者のルール</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○横断歩道や信号機のある交差点が近くにあるところでは、その横断歩道や交差点で横断しなければなりません。また、横断歩道橋や横断用地下道が近くにあるところでは、できるだけその施設を使用しましょう。 ○「歩行者横断禁止」の標識のあるところでは、横断してはいけません。 ○道路を斜めに横断してはいけません。 ○ガードレールのあるところで横断するのも危険です。また、自転車横断帯にははいらないようにしましょう。 	

「横断歩道付近等における交通ルール」は、警察庁 Web サイト (<http://www.npa.go.jp/bureau/traffic/oudanhodou/info.html>) を加工

改正道交法

令和2年
6月30日
施行

「あおり運転」厳罰化！

あおり運転を「妨害運転」として規定し、重い罰則が設けられました。



あおり運転は犯罪!! 免許取消!!

道路交通法改正で、妨害運転罪が創設されました!

絶対に対処にダメ!!
車間距離不保持、急ブレーキ、急ハンドル、急加速等

3~5年以下の懲役又は50~100万円以下の罰金! 更に免許取消し!

警察庁・都道府県警察

STOP! あおり運転!!

あおり運転に対する罰則の創設と行政処分の整備

1 あおり運転をした場合
他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反(※10種類の違反。下記参照)行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
違反点数 25点 免許取消し(欠格期間2年)
※前歴や累積点数がある場合には最大5年

2 あおり運転(著しい交通の危険)
1の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。
5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
違反点数 35点 免許取消し(欠格期間3年)
※前歴や累積点数がある場合には最大10年

一定の違反 妨害(あおり)運転の対象となる10種類の違反

通行区分違反	急ブレーキ禁止違反	車間距離不保持	進路変更禁止違反	追越し違反
減光等義務違反	警告器使用制限違反	安全運転義務違反	最低速度違反(高速自動車国道)	高速自動車国道等駐停車違反

●「思いやり・ゆずり合い」の運転を! ●ドライブレコーダーをつけましょう!
●あおり運転を受けたときは、車外に出ることなく110番を!

リーフレットの出典：警察庁Webサイト
(https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/law/R2poster/R2doukouhoukaisei_leafletA.pdf) 及び
(https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/law/R2poster/R2doukouhoukaisei_leafletB.pdf)

交通安全活動協賛店募集 登録無料

- 交通安全活動協賛店を募集しています
「交通安全活動協賛店」とは、当協会が行う交通安全活動に賛同した協賛店が交通安全協会会員に、会員証等の提示をする、商品の割引等のサービスを行う事業のことです。
ホームページ等に掲載され、お店のPR活動の一つとして役立ちます。
- 協賛店になっていただくと
・鳥取県の交通安全活動を応援している証として、「交通安全協賛店ステッカー」をお渡しします。
・当協会のホームページ等に、紹介させていただきます。
- 申込方法
・最寄りの各地区交通安全協会へ「交通安全活動協賛店参加確認書」を提出してください。

登録無料
協賛店募集を
しています!!



交通安全協会へのご加入をお願いします。



お支払いいただいた会費は、お住まいの地域の交通安全活動に役立てます。

入会方法

免許更新(取得)時に3年免許の方は、次回更新までの3年分をまとめて1,500円、5年免許の方は次回更新までの5年分をまとめて2,500円の会費のお支払いをお願いします。お近くの警察署内の交通安全協会でも随時受け付けています。

このような活動に活かされています

- 各期の交通安全運動、飲酒運転根絶運動の推進等交通安全活動
- 交通安全教室・講習会の開催等交通安全教育活動
- 新入学児童に交通安全グッズを贈呈、反射材の配布や実践指導等子どもとお年寄りの保護活動

会員さまへの特典

- 県内約170の交通安全協賛店での各種特典、割引
- 交通安全協会ご加入時に免許証ケース等グッズの贈呈
- 優良運転者表彰等の表彰制度
- チャイルドシートの短期無料貸出(お住まいの地区の交通安全協会でご貸し出しています)
- 交通安全DVD等無料貸出



ご協力よろしく申し上げます